

最上川(中流) ごみマップ

不法投棄をやめよう！

河川にゴミを捨てることは違法です

令和6年度の不法投棄件数 | 8件(新庄河川事務所管内の件数)

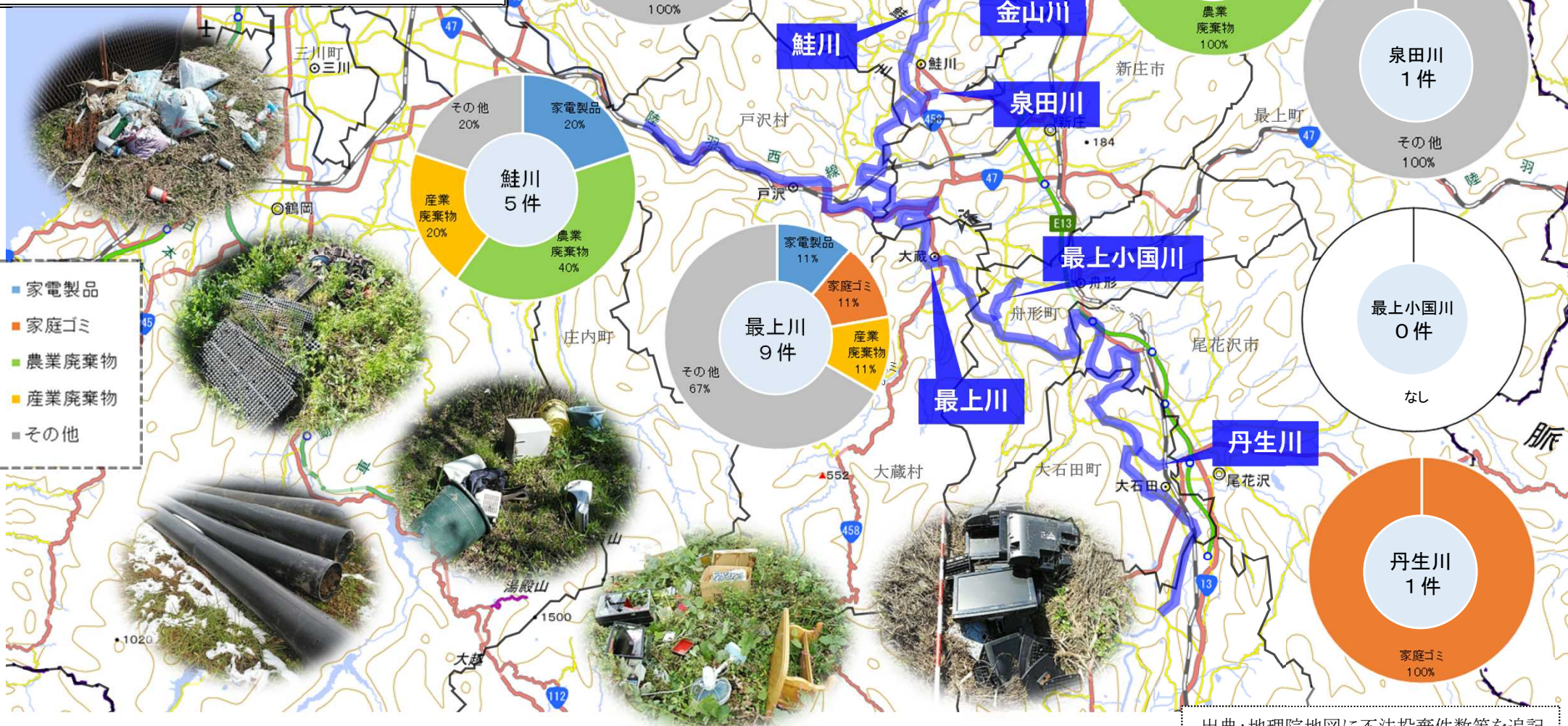
罰 則

＜河川法施行令 第59条＞

3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

＜廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条＞

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。



- 家電製品
- 家庭ゴミ
- 農業廃棄物
- 産業廃棄物
- その他

出典: 地理院地図に不法投棄件数等を追記